

議員提出議案第9号

地方税源の充実確保に関する意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出する。

平成14年9月25日

提出者	三朝町議会議員	香川和久
賛成者	三朝町議会議員	小椋昭一
賛成者	三朝町議会議員	藤井享
賛成者	三朝町議会議員	益田克巳
賛成者	三朝町議会議員	松村修
賛成者	三朝町議会議員	福田茂樹

平成14年9月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

地方税源の充実確保に関する意見書

現下の地方財政は、長引く景気の低迷による大幅な税収減に見舞われその財政運営は危機的な状況にある。

一方、地方分権の進展に伴い、地方自治体が担う役割はますます増大し、少子・高齢化の進展に伴う地域福祉施策の推進、資源循環型社会の構築に向けた環境施策の推進、生活関連社会資本の整備、地域産業の振興・育成対策など、地域の実情に即した施策を積極的に展開していく必要がある。

このような状況下にあつて、われわれ自らの行政改革を一層積極的に進め、財政の健全化に努めることは勿論であるが、増大する住民の行政サービスのニーズに応じていくためには、地方税源の充実確保を図っていくことは地方自治体にとって極めて重要である。

よって、平成15年度税制改正に当たっては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 固定資産税は、町村の財政を支える基幹税目であるので、平成15年度の評価替えに当たっては、一層の負担水準の均衡化、適正化を推進し、その安定確保を図ること。

- 2 法人事業税への外形標準課税の導入については、都道府県財政の安定化は町村財政にとっても極めて重要であることから早期導入を図ること。
- 3 ゴルフ場利用税は、廃棄物処理や環境対策など、ゴルフ場所在の町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村の貴重な財源となっていることから充実確保を図ること。
- 4 特別土地保有税は、土地の有効利用を阻害するものでなく、未利用地の有効利用の促進という現在の土地政策に適合したものであることから、本税については堅持を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年9月25日

鳥取県三朝町議会

鳥取県三朝町議会